

営繕工事における週休2日確保工事試行要領

令和6年9月27日制定

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県総務部（財産活用推進課に限る。以下同じ。）が発注する工事において、建設現場における週休2日を確保すること、技術者及び技能労働者が適切に休日を確保することにより、建設業の就労環境の改善を図り、中長期的な担い手の確保を目的としたものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

2 週休2日確保工事

(1) 週休2日確保工事

週休2日確保工事とは、本要領に基づき、通期または月単位で現場閉所による週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 週休2日

1) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

2) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。

なお、年末年始（12月29日～1月3日）6日間、夏季休暇（土日除く）3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象として取り扱うことが適当でない期間は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 4週8休以上

1) 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

2) 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 週休2日確保工事は、総務部が発注する全ての工事を対象とする。ただし、取り組むことが適切でないと思われる工事は除く。

2 前項により週休2日確保工事に取り組むこととした工事は、発注時に特記仕様書（別紙1）を添付し、通期の週休2日確保に取り組むことを指定する工事であることを明示するものとする。

3 受注後、受注者は発注者と協議のうえ、月単位の週休2日確保工事に変更することができる。

(現場閉所日の確保)

- 第4条 週休2日確保工事に取り組む場合は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。
- 2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。
 - 3 現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行わないこととする。ただし、以下に該当する場合は、現場閉所日における作業として扱わないこととする。
 - (1) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの。
 - (2) 現場見学会等、現場を公開するもの。
 - (3) 発注者の指示によるもの。
 - 4 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。

(実施方法)

- 第5条 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休2日確保を反映したものとする。
- 2 受注者は、第3条第3項により取組みを変更する場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。この場合において、前項にかかわらず、工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、月単位の週休2日確保を反映したものとする。
 - 3 受注者は、工事途中に工事打合せ簿に理由を記載し通知することで、月単位の週休2日確保工事を通期の週休2日確保工事に変更することができる。
 - 4 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知するものとする。
 - 5 受注者は、第4条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合せ簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。
 - 6 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。
 - 7 受注者は、工事途中に週休2日確保工事を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合せ簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

(費用の計上)

- 第6条 週休2日の確保に取り組む工事については、次の(1)に掲げる補正係数により労務費を補正したうえで工事費を積算して予定価格を作成する。
- なお、第5条第2項により月単位の週休2日確保に取り組んだ工事については、現場閉所の状況を確認し、月単位の4週8休以上を達成したと認められる場合は、変更請負契約において、補正係数を次の(2)に変更するものとする。
- なお、4週8休以上の現場閉所に満たない工事については、変更請負契約において、補正係数を除すことにより、請負代金額のうち労務費補正分を減額するものとする。
- (1) 通期の週休2日確保(通期の4週8休以上)
労務費 1.02 (※)
 - (2) 月単位の週休2日確保(月単位の4週8休以上)
労務費 1.04 (※)
 - (3) 週休2日確保工事取りやめ
労務費 1.00 (補正しない)
- (※) 労務費分が明らかとなっていない市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)(以下「市場単価等」という。)は、別紙2により補正する。

(工事成績評定)

- 第7条 通期の週休2日確保を達成した工事については、工事成績評定(「工程管理」の項目)において加点評価を行う。月単位の週休2日確保を達成した工事については、追加で加点評価を行う。

- 2 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評価（「法令遵守等」の項目）において減点措置を行う。

（留意事項）

第8条 週休2日確保工事等の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- （1）工事を一時中止した場合は、週休2日が確保できる工期を延期する。
- （2）施工箇所点在における対象工事の場合、工事全体として判断する。
- （3）現場閉所率は小数第1位までとし、小数第2位を四捨五入とする。

（アンケート調査等）

第9条 発注者が週休2日確保工事等に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

（入札公告）

第10条 週休2日確保工事の試行にあたっては、入札公告において対象工事である旨を明示するものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年10月1日以降に積算する工事から適用する。

営繕工事における週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）

（対象）

第1条 本工事は、営繕工事における週休2日確保工事試行要領（以下、「要領」という。）に基づく週休2日確保工事の試行対象工事である。

（取り組みの変更）

第2条 受注後、受注者は工事着手日までに発注者と協議のうえ、月単位の週休2日確保工事に変更することができる。

（現場閉所日の確保）

第3条 受注者は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振り替えを行うことができる。

3 受注者は、現場閉所日には、元請け、下請けを含め、現場での作業を一切行ってはならない。ただし、以下のものは除く。

（1）異常気象時等の緊急時の対応であるもの。

（2）現場見学会等、現場を公開するもの。

（3）発注者の指示によるもの。

（実施方法）

第4条 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休2日確保を反映したものとする。

2 受注者は、第2条第1項により取組みを変更する場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。この場合において、前項にかかわらず、工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、月単位の週休2日確保を反映したものとする。

3 受注者は、工事途中に工事打合せ簿に理由を記載し通知することで、月単位の週休2日確保工事を通期の週休2日確保工事に変更することができる。

4 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事である旨を周知するものとする。

5 受注者は、第3条第2項により、現場閉所日の振り替えをする場合は、工事打合せ簿によりその理由と振り替えを行う日を監督員に通知しなければならない。

6 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ現場閉所率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

7 受注者は、工事途中に週休2日確保工事を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合せ簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

（費用の計上）

第5条 要領第6条に基づき、通期の週休2日確保工事に係る費用を計上している。月単位の週休2日確保に取り組んだ工事については、要領第6条に基づき設計変更を行い、取り組みに係る費用を計上するものとする。ただし、取り組みを達成できなければ変更請負契約により週休2日確保工事に係る費用を減額するものとする。

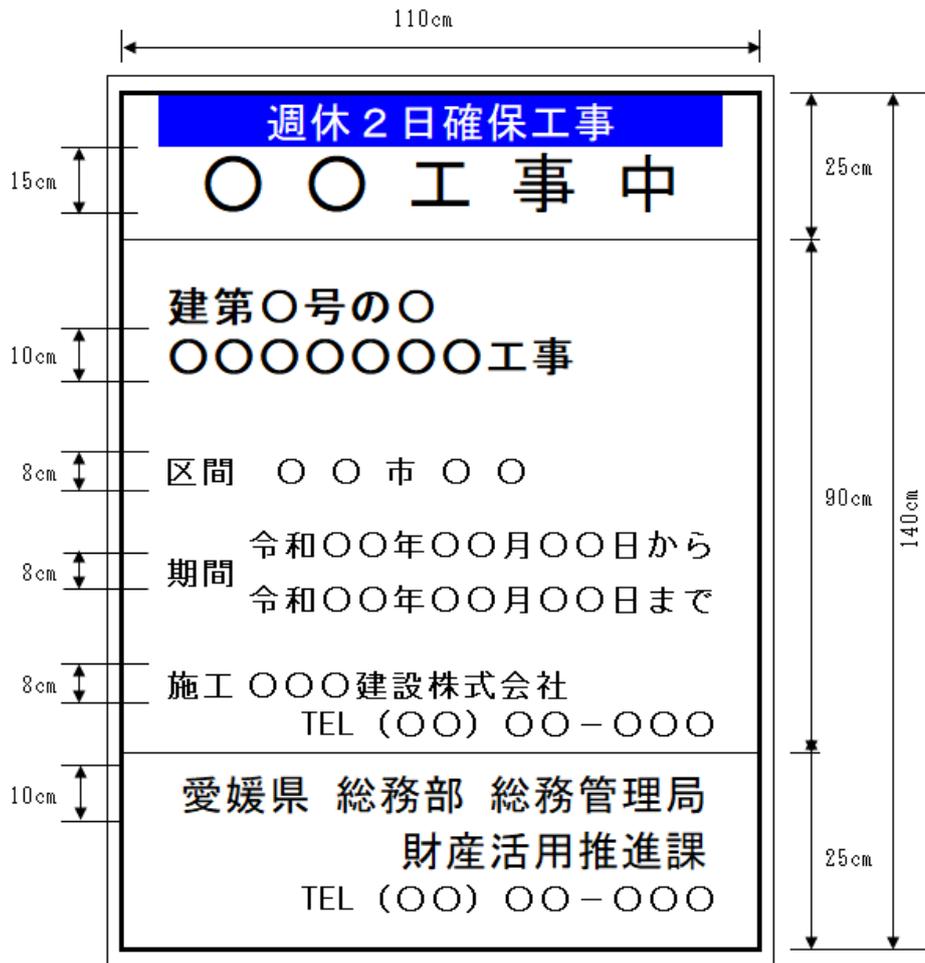
（アンケート調査等）

第6条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。

（その他）

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(参考 「週休2日確保工事」 工事看板の例)



営繕工事における市場単価等の補正

市場単価等については、以下により補正する。

1 市場単価及び補正市場単価

市場単価及び補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

※ 「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

※ 執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

2 物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、当該掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要 ※	月単位の週休2日工事		通期の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
土工事		1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事		1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系材)	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日工事		通期の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線 び及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置 ボックス用ボンドリング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケー ブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金 属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続 材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接 地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日工事		通期の週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及 び低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気 口、ダンパー等の取付 手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22